

～産業廃棄物排出事業者の皆様へ～

容器には“表示”が必要です

危険物（廃油）を容器に収容し、貯蔵、取扱い又は運搬を行う場合は、消防法令により容器の外部に“表示”をしなければなりません。

【容器に表示しなければならない項目】

- 1 危険物の品名 ⇒ 例) 危険物第4類
第1石油類
- 2 危険等級 ⇒ 例) 危険等級Ⅱ
- 3 化学名 ⇒ 例) 引火性廃油
- 4 水溶性のものは「水溶性」
- 5 数量 ⇒ 例) 200L
- 6 注意事項 ⇒ 例) 火気厳禁



内容が分からなければ、
WDSを確認又は分析を
行うなどして内容を確認し
ましょう

※「WDS」とは産業廃棄物
の内容を示すデータ
シートのことです

【ドラム缶への表示例】



尼崎市消防局



『廃油』は“危険物”です

廃油は、第4類危険物（引火性液体）に該当し、その引火点により分類されています。

廃油に関する品名等の分類は、下の表のとおりです。

なお、“**指定可燃物**”については、火災予防条例に基づき規制されています。


| 類別 | 品名 | 引火点 |
|-----------------------|--------|-------------------------------------|
| 第4類 危険物 (引火性液体) | 特殊引火物 | -20℃以下かつ 沸点40℃以下 |
| | 第1石油類 | 21℃未満 |
| | 第2石油類 | 21℃以上70℃未満 |
| | 第3石油類 | 70℃以上200℃未満 |
| | 第4石油類 | 200℃以上250℃未満 |
| | 動植物油類 | 250℃未満 (動物の脂肉・植物の種子等から抽出したものに限り) |
| 指定 可燃物 | 可燃性液体類 | 250℃以上 |

引火点及び品名を確認して、容器に表示しましょう!

適切に危険物の貯蔵及び取扱いを行い、危険物災害の発生を防止しましょう!



不明な点があれば、消防局 予防課 危険物担当へ相談して下さい。

 06-6481-3965 (予防課 危険物担当) 